

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成 28 年9月1日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

## (別添)

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600100号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600019号

### 第1 結論

昭和51年\*月から昭和54年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年\*月から昭和54年2月まで

私が20歳になったとき、父が大学生であった私の国民年金の任意加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料も、父が毎年納税組合に各年分を前納したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年3月17日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された記号番号のうちの一つであることが確認でき、その記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得時期及び請求者が所持する年金手帳から、請求者の国民年金の加入手続は、同年5月頃に行われ、その際、国民年金の強制加入被保険者として、請求者の20歳到達時に遡って資格取得したことが推認される。当該加入手続を行った時点では、請求期間の大部分については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、時効が経過していない請求期間の一部については、国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、請求者は、父が毎年納税組合に各年分の保険料を前納したと思う旨陳述しており、保険料が過年度納付された事情はうかがえない。

さらに、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名索引によると、請求者に別の記号番号が払い出されておらず、請求者が請求期間当時に国民年金に任意加入した形跡は見当たらない上、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について証言してくれる者として請求者が挙げた3人は、請求者の請求期間に係る保険料の納付については分からない旨陳述している。

加えて、請求者の国民年金の任意加入手続及び請求期間の国民年金保険料を前納したとされる請求者の父は既に亡くなっており、請求期間当時における具体的な保険料の納付状況を確認

することができない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# (別添)

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600082号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600057号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA市立B小学校(現在は、B市立B小学校)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC教育事務局(現在は、C教育事務所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③及び④について、請求者のD県教育委員会事務局E教育事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年9月1日から同年10月9日まで  
② 昭和52年11月1日から昭和53年4月1日まで  
③ 昭和55年7月21日から昭和56年4月1日まで  
④ 昭和56年4月30日から昭和57年1月1日まで

私は、請求期間①についてはA市立B小学校に、請求期間②についてはA市立A中学校(現在は、B市立A中学校)に、請求期間③についてはF市立G小学校に、請求期間④についてはF市立H小学校に、それぞれ臨時的任用教職員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者が所持する履歴書及びI県教育庁C教育事務所発行の在職証明書により、請求者は、同教育事務所管内のA市立B小学校及びA市立A中学校に、I県教育委員会の任命により臨時的任用教職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、「臨時的任用教職員等の健康保険、厚生年金保険の加入について(通知)」(昭和\*年\*月\*日付けI県教育委員会教育長通知)によると、市町村立の小学校、中学校及び高等学校の長は、臨時的任用教職員等が配置されたときは、厚生年金保険の適用事業所の事業主として、当該教職員等を厚生年金保険に加入させることとされているが、オンライン記録によると、請求者が勤務していたA市立B小学校は、請求期間①において厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、「市町村立小・中学校の臨時的任用教職員等の健康保険、厚生年金保険の適用事業所の変更について（通知）」（昭和\*年\*月\*日付け I 県教育委員会教育長通知）によると、昭和\*年\*月\*日から、市町村立小・中学校に係る臨時的任用教職員等の厚生年金保険の適用事業所は、所轄する教育事務所（局）に変更となったことに伴い、請求期間②の A 市立 A 中学校も同日から C 教育事務局（当時）へ変更となったが、同事務局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいないことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①及び②とほぼ同時期に、C 教育事務局管内の小学校又は中学校で臨時的任用教職員として勤務したことがあるとする複数の者は、請求者と同様に厚生年金保険に加入していない期間があると回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 2 請求期間③及び④について、請求者が所持する履歴書及び D 県教育委員会事務局 E 教育事務所（以下 E 教育事務所」という。）発行の職歴証明書により、請求者は、同教育事務所管内の F 市立 G 小学校及び F 市立 H 小学校に、同県教育委員会の任命により臨時的任用教職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、F 市立 G 小学校及び F 市立 H 小学校が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、E 教育事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間③及び④より後の昭和 61 年 4 月 1 日である上、同教育事務所の担当者は、それより前は、臨時的任用教職員については、共済にも厚生年金保険にも加入させていなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間③及び④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとことを認めることはできない。